

○万関瀬戸航路において、官民協働による効果的かつ効率的な航路の保全等を図るとともに、開発保全航路としての保全の重要性等について効果的な広報・啓発を行うため、民間事業者等と以下の内容の協定を締結する。

- ・ 開発保全航路の保全に関する情報提供
- ・ 開発保全航路としての歴史的意義や重要性、国土交通省による現在の保全活動等に関する広報・啓発活動に関する協力

## 【活動内容】

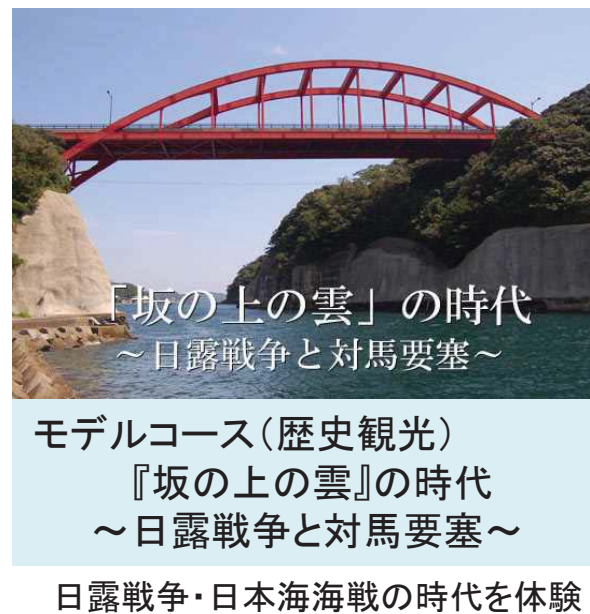
- ① 開発保全航路に係る保全管理施設（法面、防護柵、案内看板、管理カメラ等）の異常を発見した際、国土交通省に情報提供を行う。
- ② 開発保全航路の区域における無許可の土砂採取・処分や水域の占有等が発見した際、国土交通省に情報提供を行う。
- ③ 万関瀬戸航路を観光資源として活用する際、既存の説明内容に加え、開発保全航路としての歴史的意義や重要性、九州地方整備局による現在の保全活動等に関して広報・啓発活動を行う。

## 【効率化する業務の例】

法面、管理カメラ等の保全管理施設の異常等の早期発見

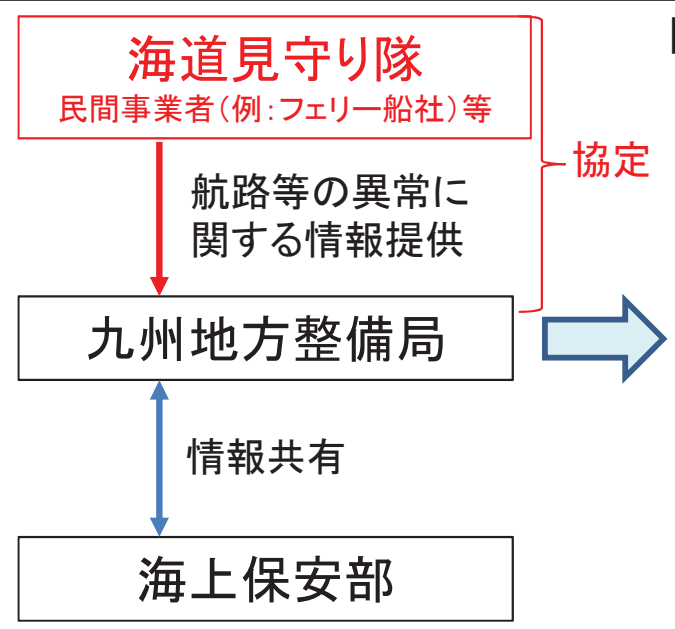
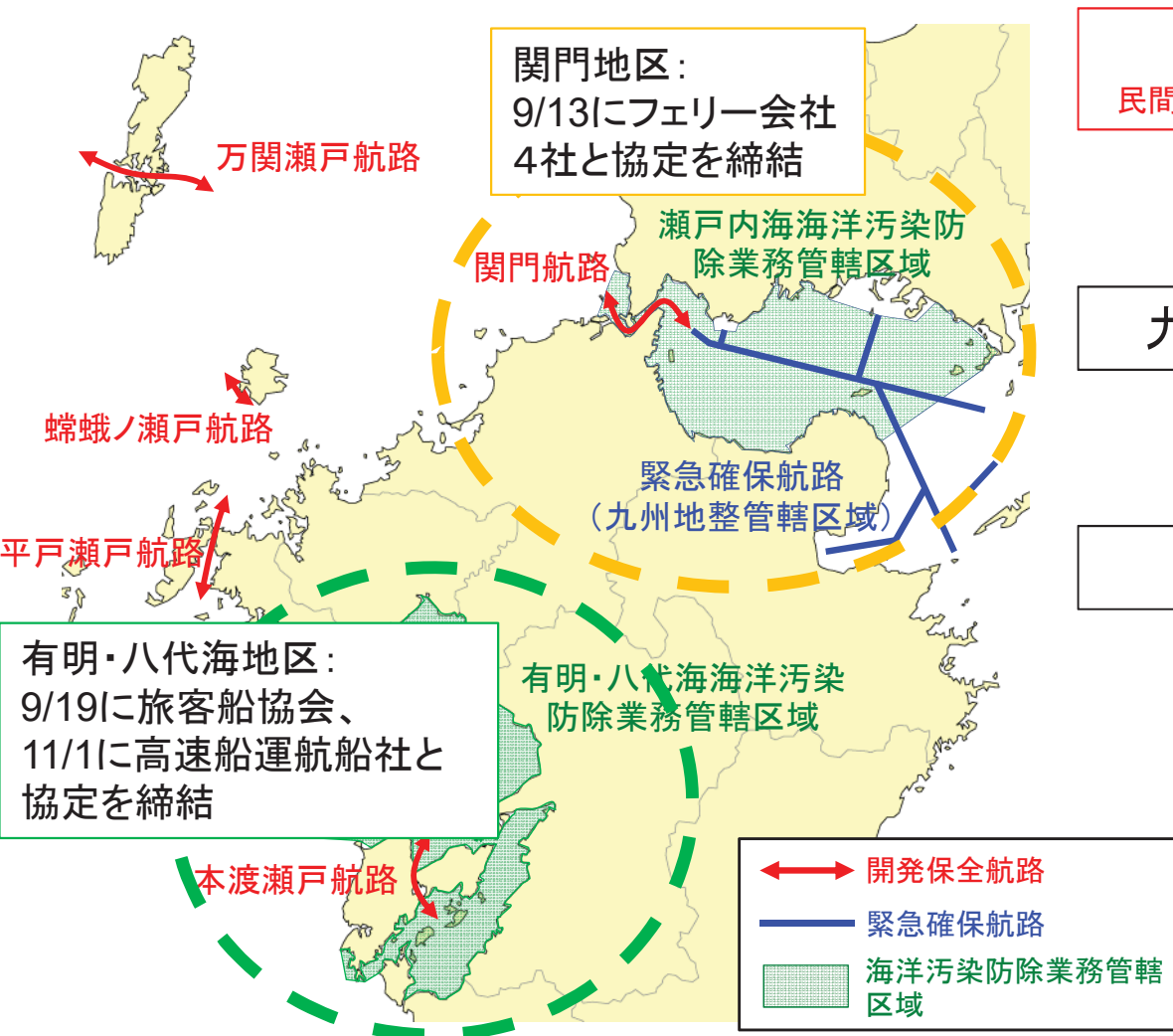


## 【観光資源としての万関瀬戸航路の活用例】



# 【参考】「海道見守り隊」制度の他の地域での実施例

- 九州地方整備局は、管轄する開発保全航路、緊急確保航路、瀬戸内海（周防灘）及び有明・八代海において、航路の保全及び管理（船舶航行に係る障害物除去等）や海洋汚染防除に関する業務を実施している。
- 近年の豪雨に伴う木材流出事象等の教訓も踏まえ、定期船を運航するフェリー船社などの民間事業者等を対象に、不法な水域占用や船舶航行に係る障害物に関する情報提供を定める協定制（通称：「海道見守り隊」制度）を全国に先駆けて創設し、官民協働による効果的かつ効率的な航路等の保全を図る。



有明・八代海における民間事業者（海運会社等）からの通報実績（任意の情報提供）

